



令和6年度

授業料及び入学料の減免について

山梨県では修学を援助するために、県立高校の授業料及び入学料減免制度を設けています。

減免（全額免除）を希望される場合は、担任の先生に御相談ください。

1 減免を受けることができるのは？

- ・災害で被害を受けた場合
- ・生活保護を受けている家庭及び同程度の収入の家庭の場合 等

2 必要な書類は？

【全員共通】

- ・減免申請書
- ・実情調査書
- ・令和5年及び最近3ヶ月の所得を証明する書類（同一世帯全員分）

【該当する場合】

- ・り災証明書、交通事故証明書、生活保護受給証明書等
- ・その他必要に応じて
(課税証明書、戸籍謄本、住民票、在学証明書、離職証明書等)

3 年間所得が基準額を超える場合は減免を受けることができません！

但し、家族構成や住居地等によって基準額はそれぞれ異なります。

例示) 令和5年度（令和6年度以降基準額は改定となる可能性あり）

○両親・高校生(本人)・中学生の4人家族の場合
給与所得控除後の金額が

- ・甲府市の場合 : 230万円程度
- ・甲府市、南アルプス市、北杜市以外の市と
昭和町の場合 : 210万円程度
- ・その他の市町村の場合 : 200万円程度

4 修学を援助する他の制度

公益財団法人「山梨みどり奨学会」の育英奨学金貸与制度があります。

家庭状況等により、提出書類、基準額等が異なります。

詳しくは担任の先生に御相談ください。

注意事項

◎授業料減免については、平成26年度から施行された国の「高等学校等就学支援金制度」と合わせて受けることはできません。

また、減免認定されるまでの間（審査期間中）は、授業料を一度納付していただくこととなります。

